

R 5 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

# 補助金に係る消費税及び地方消費税 の仕入れ控除税額の報告について

茨城県福祉部長寿福祉課

# 1. 概要

消費税は、課税事業者が課税対象となる取引を行なった場合に納税義務が生じますが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上に対する消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除する仕組み（この控除を「仕入税額控除」といいます。）が採られています。

一方、補助事業として交付した補助金につきましては、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。

補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

このことから、県の各補助要綱において、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入控除税額報告書」を県に提出することになっています。

## 2. 返還の必要がない場合

次のいずれかに該当する場合には返還の必要はありません。

**なお、返還がない場合でも報告書の提出は必要となります。**

- 消費税の申告義務がない。
- 簡易課税方式により申告している。
- 公益法人等（※）であり、特定収入割合が5%を超えている。 ※社会福祉法人、公益財団法人など
- 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している。
- 補助金の使途が非課税仕入（人件費等）に該当する。
- 補助金の申請時に、消費税分を除いて申請している。

### 3. 返還の必要がある場合

返還が必要になる場合は下記①～③の書類をご提出ください。

- ① 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ② 仕入控除税額の概要（※）
- ③ 消費税の確定申告書の写し（消費税の申告義務のない場合は添付不要。）

（※）仕入れ控除税額の概要は、下記の中から、該当する様式を使用して下さい。

- ・ 全額控除
- ・ 一括比例配分方式
- ・ 個別対応方式

# 4. 返還有無の整理

区分				返還		
1 免税事業者				なし		
2 納税義務者	(1) 簡易課税			なし		
	(2) 実績控除	ア 公益法人等（社会医療法人を含む）で特定収入割合が5%超の場合			なし	
		イ ア以外の場合	(ア) 課税売上割合が95%未満	A 一括比例配分方式	あり	
				B 個別対応方式	a 補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入	あり
					b 補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入	なし
					c 補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入	あり
(イ) 課税売上割合が95%以上			あり			

## 5. 様式のダウンロード

- ① 「令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」に係る報告書様式

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/sinchakujoho/r3kansenbousi.html>

- ② 「令和3年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」に係る報告書様式

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/serviceteikyotaiseikakuhojigyo.html>

## 6. 提出方法

郵送またはメールでご提出ください。

### 【提出先】

- 茨城県長寿福祉課 介護保険指導・監査G
- 住所：310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
- e-mail：kaigojigyou@pref.ibaraki.lg.jp

### 【提出期限】

**令和5年（2023年）6月30日まで。未提出の事業所は速やかに報告書をご提出下さい。**

## 7. 仕入控除税額（返還額）の納付

報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、県から事業者に対して納付書（請求書）を送付しますので、事業者は金融機関の窓口等で返還金を納付してください。



ご視聴ありがとうございました。